

静岡県医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業費助成（国事業名：医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業）に関するQ&A

No	分類	質問・確認内容	回答
1	全般	3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ていれば15万円（無床診療所、歯科診療所の場合）もらえるのか。	ベースアップ評価料の届出は支給要件の1つであり、それとは別に院内で12～5月の間ベースアップを行う必要があります。 また、一律15万円ではなく、医療機関で行ったベースアップの取組に対して、最大15万円支給するというものですので、要した額が15万円を下回る場合はその金額が支給額となります（千円未満切捨て）。 なお、ベースアップ評価料加算に伴う収入分を対象経費に含めることはできません。
2	申請	申請方法の詳細は。案内はいつ頃来るのか。	申請方法の案内は、受付開始前に個別に郵送する予定のほか、随時県ホームページを更新します。未定ですが、申請受付開始は5月下旬頃を予定しています。また、概算払いではなく、申請と実績報告を同時に提出していただき、精算払いで支給する予定です。よって、賃上げ支援を申請される方は賃金改善後に申請いただく形になります。
3	申請	病院の申請受付も令和8年度なのか。	県の発出する情報は診療所等向けのもので、病院の申請は、厚生労働省あてに行う必要があります。申請スケジュールは県とは異なります。病院から申請を行う場合は厚労省ホームページを御確認ください。
4	申請	「物価支援事業」のみの申請は可能か。	可能です。
5	申請	令和7年12月～令和8年2月に開設した医療機関等は申請できるのか。	申請できません。その場合の賃金改善期間は12～5月の6か月間ではなく、開設日～5月までの期間と読み替えてください。なお、令和8年2月に開設した施設で、2月中に給与の支払実績がない場合は3月にベースアップ評価料を届け出ることはできませんので、4月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出すれば要件を満たすものとして取り扱うことが可能です。
6	申請	訪問看護ステーションのみなし指定を受けている診療所は訪問看護ステーションとしても申請できるのか。	訪問看護ステーションの医療機関コードが交付されており、訪問看護ステーションとしてベースアップ評価料を届け出ていれば、申請は可能です。ただし、同じ職員に対する経費を他の補助金等で重複して申請することはできません。
7	事業内容	3月までの一時金の支払いと4、5月のベースアップは片方のみの実施でも良いのか。	支給対象となる取組は「12～5月のベースアップ」であり、片方のみでは要件を充足しないため、両方実施する必要があります。
8	事業内容	3月までの一時金の支払に本補助金を活用し、4、5月のベースアップには本補助金を活用しないことは可能か。	国の実施要綱で言う「賃金改善」が4ヶ月間（3月までの一時金払い）しかできていないため、交付対象外となります。4、5月においても補助金の範囲内（一時金に充てた残額）でベースアップまたはベースアップ手当の引き上げ等を実施いただく必要があります。
9	事業内容	5月に一時金として6か月分支給することはできないのか。	一時金は直ちに給与改定ができない場合の措置であり、4か月分（12～3月分）が上限ですので、4月以降はベースアップが必要になります。
10	事業内容	専従者として給与が支給されている場合は対象になるか。	専従者給与（個人事業主のもとで働く家族に対して支払われる給与）は対象になります。

静岡県医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業費助成（国事業名：医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業）に関するQ&A

No	分類	質問・確認内容	回答
11	事業内容	実施要綱上は一時金等の支給を3月末までにする必要があるが、給与の支払いが翌月払いの場合はどうすればよいか。	実施要綱では、一時金等は3月末までに支給することとありますが、国Q&A27において、公立病院について12～3月分の一時金の支給を4月以降に行うことを認めていることから、この考え方を準用し、システム改修や給与データ入力に間に合わないなど、やむを得ない場合は4月以降(6月まで)に一時金を支払う場合も賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含められます。 ただし、対外的な理由については申請者側で説明いただくこととなりますので、御承知おきください。
12	事業内容	法人で一律同じ給与体系であり、事業所単位で給付すると待遇に差が生じてしまうため、法人単位で賃金改善を行いたい。そのような場合でも今回の事業の対象にできるか。	静岡県内に所在する診療所等で合算した賃金改善額で実績報告を提出することも可能ですが、対象職員については対象医療機関等と兼務しており、勤務実態があるなどの条件があります。なお、申請先が異なる病院や他都道府県の診療所等と合算することはできません。(国Q&A22)
13	事業内容	6月以降に給与水準を下げた場合はどうなるのか。	基本的には12～5月の水準を維持していただく必要がありますが、6月以降のベースアップ評価料による収入が減少し、医療機関の負担が発生する場合にはこの限りではありません。(国Q&A23)
14	事業内容	12～5月中に退職した職員や、新規採用した職員も事業の対象に含めてよいか。	退職月まで(採用月から)の分については可能です。(国 Q&A25, 26)
15	事業内容	ベースアップは全職員に対して行わなければならないのか。特定の職種だけでも良いのか。	誰にどれだけ配分するかは医療機関の判断となりますが、一部の職員に賃金改善を集中させるなど、著しく偏った配分にならないよう留意してください。
16	特例措置	令和7年4月以降に開設した医療機関は、昨年末比2.0%以上の給与水準を上回っている場合の特例を適用できるか。	適用することはできません。
17	特例措置	令和7年3月末と比較して2.0%以上の給与水準を上回っていれば、12月からの賃金改善はしなくてもよいのか。	国の実施要綱で言う「賃金改善」とは、「基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引き上がる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額」が含まれ、定期昇給による賃金上昇は今回の対象には含めませんので、単純に昨年3月と12月の給与とを比較して算出することはできません。
18	特例措置	令和7年3月末と比較して2.0%以上の給与水準を算出する際、事業所全体の人件費支出で比較しても良いか。	定期昇給分やベースアップ評価料加算による収入分は対象に含みませんので、基本給や毎月支払われる手当部分で比較するなど、今回の対象事業について比較する必要があります。
19	特例措置	令和7年3月末と比較して2.0%を超えて賃金改善している場合で、2.0%超えの賃金改善部分に今回補助金を充ててもなお余剰分が発生する場合は必ず賃金改善に充てる必要があるか。	職員にとって全く賃金改善の実感がないまま事業を終えることになるため、何らかの賃金改善をお願いします。
20	特例措置	上記の余剰分についても12～5月の賃金改善に充てる必要があるか。それとも、4月以降のベースアップのみでよいか。	何らかの賃金改善に充てられているということであれば、いずれも差し支えないものとして扱います。
21	物価支援	物価上昇分もベースアップ評価料を届け出ないと支給を受けられないのか。	物価上昇分についてはベースアップ評価料加算の届出は必須ではなく、保険診療(調剤)の実績があれば支給対象になります。ただし、令和8年3月末までに廃院・廃止している場合、申請時点で休止届を出している場合は申請できません。なお、訪問看護ステーションは対象ではありません。

静岡県医療分野賃上げ・物価上昇対策支援事業費助成（国事業名：医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業）に関するQ&A

No	分類	質問・確認内容	回答
22	その他	物価高騰対策支援金とこの事業とは異なるものなのか。重複して申請することもできるのか。	本事業は物価高騰対策支援金とは異なるものです。どちらか片方しか申請できないということではなく、対象であれば両方とも申請いただくことは可能です。受付期間が異なるため、申請漏れの無いようにしてください。